

新潟県地域防災計画の修正に対する  
新潟焼山火山防災協議会への意見照会結果について

活動火山対策特別措置法第5条第2項では、都道府県地域防災計画の修正がある場合は、火山防災協議会の意見を聴かなければならないと規定されている。このことにより、令和7年12月16日付け県防第32号により新潟焼山火山防災協議会に意見照会し、令和8年1月22日付け新火防協第10号により下記のとおり回答を得たもの。

意見照会結果の反映状況は、下記のとおり。

## 記

## 1 意見の件数

3件

## 2 意見の反映状況

全て反映

No.	意見の要旨	県の対応
1	<b>【個別災害対策編】第3章第2節 火山災害 応急対策</b> 降灰対策において、道路の通行確保は諸活動の根幹となるため、県、市町村、道路管理者等との連携により迅速な道路啓開に努める旨を記載すること。	意見を踏まえ、修正します。
2	<b>【個別災害対策編】第3章第2節 火山災害 応急対策</b> 噴火警報等の伝達検討図について、運用の変更を反映すること。	意見を踏まえ、修正します。
3	<b>【個別災害対策編】第3章第2節 火山災害 応急対策</b> 「降灰対策」について、県警察の対応（道路情報の把握・広報等）を追記すること。	意見を踏まえ、修正します。